

2020 年度倉敷看護専門学校奨学金貸付募集要項
(奨学金貸付制度の概要)

1 目的

この奨学金は、倉敷看護専門学校(以下「本校」という。)の学生に倉敷看護専門学校奨学金(以下「奨学金」という。)を貸付け、修学を容易にすることにより、倉敷市内の看護師の確保及び資質の向上を図ることを目的としています。

2 応募資格

この奨学金の応募資格は、次の(1)と(2)の要件を備えている方とします。

- (1)成績がすぐれ、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。
- (2)本校を卒業した後、看護師として倉敷市内の医療機関等に就職し、継続して3年以上勤務し、かつ、倉敷市内に3年以上居住(住民票を倉敷市に移す。)する意志を有すること。

3 募集人数

3年課程 3名程度

2年課程 7名程度

4 奨学金の貸付額等と交付の方法

(1)貸付額

(ア)3年課程に在籍する者 月額 30,000円(36か月以内)

(イ)2年課程に在籍する者 月額 40,000円(24か月以内)

(2)利息

無利息とします。

(3)貸付方法

4月(初年度は6月)、7月、10月、1月の4期に分けて3カ月分をまとめて貸付けます。

5 貸付期間

2020年4月から本校を卒業する日の属する月までとします。

ただし、原則として正規の修業年限を超えることができません。

6 返還の猶予

奨学金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その事情が継続している間、返還を猶予します。

- (1)看護師として倉敷市内の医療機関等に勤務し、かつ、倉敷市内に居住しているとき。
- (2)進学、被災その他特別の事情により校長が必要と認めるとき。

7 貸付金の返還の免除

- (1) 本校を卒業した後、看護師として倉敷市内の医療機関等に就職し、継続して 3 年間勤務し、かつ、倉敷市内に 3 年間居住したとき。

8 返還

(1) 返還事由

奨学金を受けた者が看護師として倉敷市内の医療機関に 3 年以上勤務、又は、倉敷市内に 3 年以上居住しない場合は、貸付けを受けた奨学金の全額を返還していただきます。

(2) 返還の方法

3 年課程の学生については 4 年 6 カ月以内、2 年課程の学生については 4 年以内に、月賦又は半年賦の均等払いの方法により返還していただきます。ただし、いつでも繰上償還をすることができます。

9 貸付の申請

奨学金の貸付けを受けようとする者は、指定の期日までに、連帯保証人と連署した倉敷看護専門学校奨学金貸付申請書(様式第1号)を校長に申請してください。

10 連帯保証人

連帯保証人は、成年者 2 人とし、そのうち 1 人は奨学金の貸付けを受けようとする者の親権者 又はこれに類する者を立てていただきます。

連帯保証人には、奨学金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担していただきます。

11 奨学生の決定

必要な審査を行い、奨学金の貸付けを受ける者を決定し、本人に通知します。

決定者に対しては、4 月(初年度は 6 月)、7 月、10 月、1 月の 25 日(金融機関の休業日である場合は、前営業日)に、決定者から申し出のあった口座へ振り込みます。

12 その他

貸付けの申請に当たっては、倉敷看護専門学校奨学金貸付規程の内容を承知した上で申請してください。